

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和 7 年 3 月 10 日（月）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側：大阪市従業員労働組合市民生活支部 支部長他

（局 側）

昨年 6 月 12 日に大阪市従業員労働組合市民生活支部から申入れを受けた「2025 年度 勤務労働条件に関する要求書」に対する回答を行う。

《 別紙 回答書手交 》

本市では、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境を確保し、持続可能な大都市のモデルとなる「環境先進都市大阪」の実現をめざすために、「大阪市環境基本条例」及び「大阪市環境基本計画」に基づき、環境の保全と創造に資するさまざまな施策に取り組んでいるところである。

一方、本市財政については、人件費や投資的・臨時的経費の抑制を図り、一定の成果を上げてきたが、高齢化の進展や障がい福祉サービス利用者の増加等に伴う扶助費の増や令和 6 年度の給与改定による人件費の増などにより、依然として収支不足が生じる状況にある。

こうした状況のもと、本市の技能職員は、平成 19 年度に採用を凍結し、職員数の削減を図ってきたが、職員の高齢化も進展しており、将来的に市民サービスの維持が困難となる恐れがあることから、災害時の対応を含め、本市の責務を果たすため、将来にわたって直営が必要となる部門について採用を再開した。

一方、環境管理部門における技能職員については、引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る方針としている。また、現在の業務については要員数の減員に応じて廃止や見直しを行っていく。

なお、「2025 年度勤務労働条件に関する要求書」における交渉事項については、先の小委員会交渉において示したとおりとなるが、令和 7 年度の要員数に減員が生じた場合は、業務執行体制や事務事業の見直し、より効果的な事業運営を行いたいと考えており、要求書の 5 点目と 6 点目にかかる勤務労働条件については、適宜、改めて協議することとする。ご理解とご協力をよろしくお願いしたい。

（組合側）

ただいま、職員課長より 2025 年度勤務労働条件に関する要求書に対する回答が示された。

大阪市では、昨年３月に「新・市政改革プラン」が策定され、「官民連携の推進」「業務改革の推進」など６つの取組み方針を定めており、効果的・効率的な行財政運営を追求するため、ＤＸを本格的に進めるとともに、更なる官民連携と業務改革の推進に取り組むとしている。

支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・減災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たしながら、市民が安全で安心して暮らすための業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えている。

組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負している。

局においても、こうした組合員の努力を十分認識するとともに、すべての組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりを強く要請しておく。

次に、熱中症の予防対策であるが、今年度も酷暑に見舞われ、野外や高温多湿の室内で業務をおこなうことの多い技能職員については、過酷な状況下での作業をおこなっている。引き続き、情報発信・注意喚起や備品等の点検・交換はもとより、職場実態に即した熱中症対策の強化を求めている。また、通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツの貸与についても、より良いものとなるよう検証を行うよう要請をしている。

定年引上げに伴う高齢期の雇用制度については、高齢期の働き方に対する選択肢の幅を広げるためにも、多様で柔軟な働き方ができる職場環境整備を図るよう求めている。また、加齢に伴って組合員の身体能力にも低下が生じることから、誰もが健康を保持し６５歳まで安全で安心して働くことができる、安全衛生対策を講じるよう求めている。

今後も、業務実態に応じた現業管理体制の更なる充実・強化をおこない、安心・安全なまちづくりに向けた、質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立と、局として組合員の士気が低下することのないよう「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる職場環境づくりを強く要請しておく。

（局 側）

ただいま支部長からもあったが、職員が日常業務を通じて市民の意見・要望を把握するとともに、より良い公共サービスの提供に向け、技能統括主任を中心とした現業管理体制において、日々創意工夫しながら業務を遂行しているものと考えており、敬意を表する。

次に、熱中症対策については、暑さ指数が「３５」に達すると予測される場合に「熱中症特別警戒アラート」が発表されることとなるなど、近年の酷暑の状況は認識しており、熱中症予防対策セミナーの実施、ＷＢＧＴ計を活用した作業環境測定、「熱中症予報板」や「ＷＢＧＴ値表示板」の掲示による注意喚起を行っているところである。また、熱中症を

疑う症状が生じた場合の応急処置用として、「瞬間冷却材」や「固形食塩」を事業用車両に配備している。

熱中症予防対策としては、職員一人ひとりが応急処置も含め正しい知識を持ち、熱中症にならない体調管理をすることが重要であることから、「安全衛生つうしん」による情報発信に引き続き取り組むほか、より効果的な熱中症予防対策用品を調査・検討してまいりたい。また、令和2年度から通気性と速乾性に優れた素材を使用した長袖ポロシャツを導入しているが、今後も作業環境の改善が図れるよう検討してまいりたい。

また、定年延長については、加齢による体力の低下を考慮の上、職員がやりがいを持って健康に働けることを念頭に置き、高齢職員が過度に身体的負担の大きい業務に従事することがないように、合理的な配慮を検討しつつ進めてまいりたい。

（組合側）

労働災害の一掃、熱中症対策等をはじめとする安全衛生対策の充実・強化や心の健康問題については、組合員が健康で働き続けられる職場環境づくりにおいて、重要な課題であり、引き続き、局として主体性をもって取り組んでいただきたい。

要員見直しについては、局側から「引き続き退職等不補充を維持し、収束化を図る」との方向性が示された。支部として要員見直しは大変遺憾であるが、業務執行体制や事務事業の見直しが行われる場合は職制の責任において、関係業務に従事する組合員に対して丁寧な説明をおこなうよう改めて要請しておく。

また、将来計画において業務規模の縮小や職員数が減少していくことが見込まれるが、市民ニーズが複雑・多様化しているとともに、業務執行体制の見直しによって要員確保が難しい状況も考えられる。今後より一層、現業管理体制としての役割が重要となってくることから、さらなる市民サービスの向上を図っていくためにも、職場実態に応じた配置を要請しておく。

最後に、経営形態及び事務事業の見直しに伴い組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請し、本日の局回答について、一定了解することとする。

（局 側）

種々のご指摘、要請をお受けしたところであるが、さまざまな状況下において、適切に対処していきたいと考えている。以上で、本日の交渉を終了する。